

公正競争へ制度強化

日本経済新聞社、公正取引委員会競争政策研究センター、一橋大学21世紀COEプログラム「現代経済システムの規範的評価と社会的選択」は一月二十七日、都内で公開シンポジウムを開いた。「新しい競争政策の効果的な実践に向けて」と題し、改正独占禁止法の狙いや課題を議論。パネル討論では、鈴村興太郎一橋大学教授の司会で、課徴金減免制度の運用上の課題を話し合った。(敬称略)

上杉氏 内部告発は増える 松井氏 健全さ根付く契機

●有効に機能するか

課徴金減免制度は、公益通報者保護法が施行
有効に機能するか。され、企業は不正を内部
上杉 日本では四月に、告発した社員を左遷した

り、解雇したりできなく
なる。これでは内部告発が
活発になるだろう。

ただ、日本には違反を
自己申告した企業に別の
違反事例を答えさせる制
度はない。

他社に先駆けて公取委
に違反を申告すれば、課
徴金を免除される可能性
があるのだから、そのチ
ヤンスがあるのに申告し
なかつたで済む話ではな
い。経営者は株主代表訴
訟で責任を追及される。

松井 課徴金減免制度
は、カルテルや談合など
を申告してきた企業の秘
なもので発展していく必
要がある。

パネル討論 課徴金減免制度の課題



競争政策について意見が交わされたパネル討論 (1月27日午後、東京都千代田区)



東京大学大学院
経済学研究科・経済学部教授
松井 彰彦氏
まつい・あきひこ 85年(昭60
年)東大経卒。90年米ペンシルベ
ニア大助教授、筑波大助教授を経
て、02年から現職

日米欧の課徴金制度比較

▽水準	日本	米国	欧州連合 (EU)
違反期間中の対象製品売上高の10% (製造業の大企業)	違反期間中の対象製品売上高の15-80%	企業の総売上高の10%以下	

▽行政当局に違反を申告した時の減免率	1番目	2番目	3番目
日本	100%	50%	30%
米国	100%	なし	なし
EU	100%	30-50%	20-30%

(注)立ち入り検査前に申告した場合

●風土は変わるか

松井氏 競争政策に「競争」必要 柴田氏 消費者に届かぬ「利益」

日本には「談合を
した仲間企業を裏切るこ
とができない」といった
風土があり、談合摘発の
壁になっている。
松井 組織は必ずしも
一枚岩ではない。本当に
きっちり合意した談合は
かなりであれば、それを裏
切るのはきつすぎずした社
会を生み、文化を醸すの
ではないか。この気持ち
は分かる。ただし、課徴
金減免制度を利用しよう
とするのは、公正な競争
をしようという意志のあ
る企業が多い。協力の精神はど
こまであるのか。
柴田 談合では工事現
場に近い。過去に実績が
ある企業が受注すること
が多い。これは談合仲間
の中では最もコストを下
げられる企業が受注する
に、税制など他の制度と
比べれば世界的な普及が
早いのは事実だ。
モッタ 違反を摘発さ
れた企業も株価はあまり
動かない。制裁金が不十
分なのだろう。

開会あいさつ 新しいルール 包括的に検証



競争政策研究センター所長
(一橋大学経済研究所教授)
鈴村 興太郎氏

すずむら・こうたろう 66年(昭
41年)一橋大経卒。73年京大助
教授、84年一橋大教授、03年京
正取引委員会競争政策研究セ
ンター所長

今回の国際シンポジウ
ムは、一月から施行され
た改正独占禁止法と新しい競
争政策を包括的に検証す
るのが目的だ。改正独占
禁止法は、以前の独占禁止
法に比べて競争の基本的
なルールを国際的に調
和させたものだ。
だが、これらの改革が
国民にとつてどのような
成果をもたらすかは、競
争のプレーヤーによる自
発的な反応にかかっている。
今後は、新たな競争
政策を実践するための理
解を深めていくことが課
題になる。

意識改革 企業に迫る

18.2.6
日経
2/4

基調講演

新時代を迎えた日本の競争政策
—公正かつ自由な競争の定着を目指して—

公正取引委員会委員長
竹島 一彦氏



我が国に特に求められているのは、透明性が高く公正な経済社会の実現だ。「競争なくして成長なし」と言っているが、市場での競争があつてこそ企業は成長できる。今回の独占禁止法改正は公正かつ自由な競争を維持・促進し、違反行為に對しては厳しく対処することで、競争政策を推進する目的だ。

上杉氏 裁量排し透明性確保 柴田氏 分かりやすさが大切

● 仕組みをどう評価

日本が改正独禁法で導入した課徴金減免制度の評価は、

上杉 課徴金は本来、違反を訂正するための企業から徴収すべきものだ。今回、減免の対象を違反を自ら申告した順番に三社までとしたのは、違反の端緒を見つめるには、このへんが適当と考えたためだ。欧州と異なるのは行政当局が課徴金を増減する裁量権を持っていないこと。申請した順番に、減額の率は決ま

定に不信感が残る。この結果、企業が当局の判断のほいといえらざるを不服とする弊害を起す。裁量があると新任の最高経営責任者(CEO)を集めて摘発する当局に申告したいと思つても、課徴金が免除されることの確信はもてない。企業は全面的に当局に協力

モッタ 裁量権がないのはいいといえる。だが、米国の司法取引にならざるを得ない。最高経営責任者(CEO)を集めて摘発する当局に申告したいと思つても、課徴金が免除されることの確信はもてない。企業は全面的に当局に協力



公正取引委員会事務総長
上杉 秋則氏

うえすぎ あきのり 70年(昭和45年)東大法学部、公正取引委員会事務局へ。同審査局長、経済取引局長を経て、03年から現職

国際標準に一步

独禁法違反を繰り返す企業が後を絶たない。独禁法違反で得る利益の方が、課徴金という損失より大きいと考えられる。そこで法律を改正し、課徴金の算定率を引き上げて、企業が受ける「痛み」を強める対策を導入した。

不正防止へ「痛み」強く

を減額する制度だ。この制度を導入することで違反行為の立件が容易になり、課徴金という損失より大きいと考えられる。そこで法律を改正し、課徴金の算定率を引き上げて、企業が受ける「痛み」を強める対策を導入した。

カルテルや入札談合に對しては、事件の真相究明や違反行為を防ぐために「課徴金減免制度」を導入した。これは、談合などに関与した事業者が公正取引委員会に違反内容報告すれば、課徴金を減額する制度だ。この制度を導入することで違反行為の立件が容易になり、課徴金という損失より大きいと考えられる。そこで法律を改正し、課徴金の算定率を引き上げて、企業が受ける「痛み」を強める対策を導入した。

カルテルのグループ内で誰かが公取委に報告するのではないかと疑心暗鬼にさせることで、カルテルそのものを成立させないよう狙いがある。

今回の法改正によって、我が国の競争政策は国際標準に一步近づいたと考えている。今後は改訂局と伍(ご)して、国際正独禁法の定着に向けて三つの点に留意して取り組んでいく。

一点目は各国の競争当局との協力だ。独禁法違反にみられるように、国や地方自治体の意識も改革しなければならぬ。消費者も厳しい目で公取委規模のカルテルを監視・排除していきたい。昨年五月には、我が国が提唱



公正取引委員会委員
柴田 愛子氏

しばた あいこ 63年(昭和38年)米マウントユニオン大卒、96年関西学院大教授、01年から現職

松井 裁量の問題は、行政当局と企業を社会がどれだけ信用するかという点にかかっている。欧米と比べて競争の規範が根付いていない日本では、企業は少しでも早く申告するといった動機を失うのが高い制度を定めるを得なかったといえる。柴田 政府がやることを、国民が見て分かるといえる。裁量制度はカルテルの取り締まりを目的とする制度とするのが重要だ。

ただ違反の全体数が見えないから、減っているかどうかの効果は極めて分かりにくいのも事実だ。モッタ 巨額の課徴金が企業に科せられるようになり、罰則の強化も進んできた。しかし、国際的なスタンダードでは各社が巨額の課徴金を払ったので、それでも利益を得たという説もある。日本も課徴金を引き上げたが、この水準では十分でないと思

モッタ氏 「減免拡大」の必要も ハンリン氏 効果の把握は難しく

● 問題点はあるか

日本の制度にも問題点はあるか。モッタ 課徴金減免制

度を導入したのは歓迎するが、もう少し議論の余地があるのではないかと。モッタ 課徴金減免制 度があ

例えば、日本の制度は減免の対象が三社に限定されている。三社では取り締まりをすすめるのに十分な情報が集まらない。これを今導入した。情報を十分に得る。四番目の三社に、企業が持つ

ハンリン 効果の把握は難しく、問題点はあるか。モッタ 課徴金減免制 度があ



ジョーンズ・ホプキンス大教授
ジョセフ・ハリントン氏

79年米バージニア大卒、84年米
ジョーンズ・ホプキンス大助教授、
94年から現職

講演

とで、最初に報告した方が有利と考える企業が出る可能性がある。
米国で効果があった制度を紹介しよう。カルテルを報告した「証人」に「他の企業や業界の情報を保持していないか」と聞く手法だ。これは「オムニバス・機会を剥奪（はくたつ）する。これは「オムニバス・ただ違反を報告することによって、販売する企業との関係が崩れると考えるかもしれない。バイヤーにも経済的な報酬を与える必要がある。

違反行為に直接関与していない従業員も報告の対象になり得る。上司の不審な行動に気づく可能性があるから。カルテルに参加しないライバル企業からの告発も期待できる。カルテルを効果的に取り締まるには、これが機能するような政策も必要だろう。

カルテルとの戦い
経済分析とEUの経験

共謀巡る動き
当局は監視を

共謀が維持されるかのメカニズムを解明しなければ、共謀するの最適な価格が抑止策が分からない。
外から見ても分からない共謀の例として、私が屋外の市場でりんごを売っているとする。ほかにりんごを売っている業者がいたとして、二つのメカニズムを解明しなければ、共謀するの最適な価格が抑止策が分からない。
仮に私がりんごの値段を割り引きして離脱すると、市場の業者はみな私より安い値段にして、価格競争を始める。共謀が維持される環境には、企業が操作できるものがある。企業は合併を使って、より共謀がしやすい環境を作ると、業界内で似た企業がある。業界内で似た企業は、調査をしてみる。抜き打ち検査が有効だ。欧州ではあくまで結果を判断する権限が行政当局にある。

ものだ。企業が言葉をかきず明示的な行為だけに目を付けるのではなく、データから共謀を推測する。行政当局は、共謀から離脱する企業を感知することが重要だ。だから企業の実態を監視しなければならぬ。量や価格に気を配らなければならぬ。
どうすれば感知し、取り締まりができるか。価格のデータ分析があるが、価格に口を出すことは当局のつとめではない。高い価格を付けたら違反になるわけでもない。

課徴金の減免制度を有効活用するための課題と方策を考えてみたい。
競争当局がカルテルに関する情報を保持していない段階では、企業に自発的に共謀を報告するよう求めるのは難しい。自発的な報告を促すような恩恵を与える必要がある。
複数の企業に課徴金の減免を適用する制度にも問題点がある。共謀を最初に報告しなくても減免が受けら

措置減免制度と共謀の探知における競争当局の役割

18.2.6
日経44

自発的報告に
恩恵を与えよ

れるので、最初に報告する動機づけが弱くなる。
違反行為の報告を促すには、当局による調査開始日を事前に発表することが有効かもしれない。当
局が調査開始を公言するこ

この賞金で発見できたカルテルもある。ただ日本には、個人を対象にした罰則がないので効力を発揮するかどうかは疑問だ。
違反行為に直接関与していない従業員も報告の対象になり得る。上司の不審な行動に気づく可能性があるから。カルテルに参加しないライバル企業からの告発も期待できる。カルテルを効果的に取り締まるには、これが機能するような政策も必要だろう。



ユーロピアン・ユニバーシティ・インスティテュート教授
マッシモ・モッタ氏

ルーヴァン・カトリック大（ベルギー）で博士号取得、97年ポアペウ・ファブラ大（スペイン）教授、98年から現職

が始められた。それなら暗黙の共謀をした方がよい。
共謀を維持する環境には、企業が操作できるものがある。企業は合併を使って、より共謀がしやすい環境を作ると、業界内で似た企業がある。業界内で似た企業は、調査をしてみる。抜き打ち検査が有効だ。欧州ではあくまで結果を判断する権限が行政当局にある。

シンポジウム「新しい競争政策の効果的な実践に向けて」